

にいくという指摘がなされたところであります。

このような指摘を踏まえ、修正案では、現在の武力攻撃事態から、いわゆる予測を切り離して事態を一分し、それぞれの事態について、対処の基本理念を明らかにするとともに、対処基本方針に記載すべき重要事項を列記することとし、また、武力攻撃のおそれと予測の定義をそれぞれわかりやすいものにすることとしたところです。

修正の第二点は、武力攻撃事態への対処における基本的人権の保障についてであります。

基本的人権の保障については、現在の法律案第三条において、武力攻撃事態への対処に関する基本理念の一として規定していますが、その考え方をより具体的に規定すべきという指摘がなされていましたことを踏まえ、日本国憲法第十四条等の規定は最大限尊重されなければならない旨の規定を盛り込んだところであります。

修正の第三点は、国民への情報提供についてであります。武力攻撃事態において、政府が国民に対して適切な情報提供を行うことは極めて重要であることから、武力攻撃事態への対処に関する基本理念の一つとして、現在の法律案第三条に、武力攻撃事態における政府による適時適切な国民への情報提供に関する規定を盛り込んでおります。

修正の第四点は、武力攻撃事態の認定についてであります。

現在の法律案第九条では、内閣が閣議決定を行い、国会に承認を求める対処基本方針に定める事項として、武力攻撃事態の認定、武力攻撃事態への対処に関する全般的な方針及び対処措置に関する重要な事項を定めることとしております。

これに関して、事態の認定に当たっては、その認定の前提となつた事実を記載すべきという指摘がなされたことを踏まえ、武力攻撃事態の認定に加え、当該認定の前提となつた事実を対処基本方針に定める内容としたところであります。

修正の第五点は、国会の議決による対処措置の終了についてであります。

現在の法律案では、対処措置の終了については、政府の責任において行うとの趣旨から、国会の関与は規定されていませんでしたが、対処措置の終了について国会の関与を強めるべきという指摘がなされたことを踏まえ、法律案第九条において、内閣総理大臣が対処基本方針の廃止につき閣議の決定を求める場合として、「国会が対処措置を終了すべきことを議決したとき」を加えたところであります。

修正の第六点は、事態対処法制の整備と、法律案の施行期日に関するものであります。

現在の法律案第二十二条では、事態対処法制の整備は法律施行後二年内を目標として行うこととされていたものを、速やかに行う旨の規定に改めたところであります。

また、これに関連して、武力攻撃事態対策本部長の権限、内閣総理大臣の権限等を規定する法律案第十四条、第五十五条及び第十六条について、別に法律で定める日から施行することとしたものであります。

修正の第七点は、国民の保護のための法制の整備に関するものであります。

修正案では、国民の保護のための法制に関して質疑を行います。

広く国民の意見を求め、その整備を迅速かつ集中的に推進するため、内閣に、国民保護法制整備本部を設置する等の規定を盛り込んだところであります。

修正の第八点は、武力攻撃事態以外の緊急事態に対するための措置に関するものであります。

政府は、武力攻撃事態のみならず、武装不審船事案、テロなどの事案を含めて、国家の緊急事態にすき間なく対処することとしていますが、現在の法律案では、武装不審船事案やテロなどの新しい脅威に対する政府の対応が具体的に明確でないという指摘がなされたところであります。

次のように修正することとしました。

すなわち、第一に、武装不審船事案や大規模テロなどの新たな脅威への対処に取り組む旨を明示

しています。第二に、これらの事態に対処するために必要な施策の内容として、情報の集約、分析、評価のための態勢の充実等を明示しています。第三に、これららの事態への対処という課題の緊要性にかんがみ、速やかに必要な施策を講すべき旨を明示しています。

修正案の第九点は、緊急事態への対応に関する組織についてであります。

修正案では、緊急事態への対応に関する法律案に対する修正案の提案理由及びその内容の概要でございます。

緊急事態への対処の重要性についての指摘を踏まえ、附則に、国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態への迅速かつ的確な対処に資する組織のあり方について検討を行う旨の規定を盛り込んだところであります。

以上が、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに國及び国民の安全の確保に関する法律案に対する修正案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○鳩山委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終わりました。

○鳩山委員長 これより各案及び各修正案を一括して質疑を行います。

この際、お詫びいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として警察庁長官官房審議官芦刈勝治君及び消防庁長官石井隆一君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鳩山委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○鳩山委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。玄葉光一郎君。

○玄葉委員 民主党の玄葉光一郎です。

昨年、この委員会の初日に、私は質問に立たせていただきました。そのときに、冒頭申し上げた

のは、緊急事態に関する法整備は必要だ、ただ問題は、政府案のできればだ、こういうことをあるときに申し上げたわけであります。政府案を見ますと、例えば基本的人権に関する規定が十分でないなかつたり、さまざま問題点があつたわけあります。同時に、質疑、審議の中でもそういうことが浮き彫りになつてきたわけであります。

そこで、今回、私たち民主党としては、具体的に対案という形でお示しをいたしました。今回、与党三党と民主党が修正案で合意をしたということがあります。今回の修正案は、百点満点では私はないと思う。ただ、八十点ぐらいの合格点をつけることができるんじゃないかというふうに思つています。

うれしいというふうに申し上げたのは、ここにもいらっしやいますけれども、昨年、伊藤英成委員と一緒に理事をさせていただいた立場もあります。また同時に、実は、今思えば、今の民主党ができる前の古い民主党のとき、私は當時、与党を三年経験した後、野党になつたんですね、旧民主党で外務の部会長を私が担当させていただこうとなりました。ここにいらっしやる前原委員が安保の部会長という立場でありました。そのときには、我々は、これから安全保障という国の根幹にかかる議論、これを神学論争に終わらせないで戦略論争にしていこう。國の中で安全保障の根幹について大きく対立するということは、日本の国益を考えたときによくないだろうということを思ひながら、実は我々活動してきたわけであります。そういう意味で、私は一定の感慨があるというふうに申し上げたわけであります。

今回、民主党の主張をかなりの部分受け入れていただきたいというふうに思つていてますけれども、総理としては、これまでの修正案ができ上がる一連の経緯、あるいは今回の修正案に対してもう一つの考え方を持っておられるか、まずお伺いをしたいと思います。

○小泉内閣総理大臣 私は、かねてより、国家の

基本的な問題、いわゆる安全保障に関する問題とか外交政策に関する問題、この点につきましては、与党でも野党でも、ある程度共通の意識を持つた方が望ましいという立場に立つておりました。だからこそ、昨年、この有事関連法案を提出した際にも、できれば、できるだけ多くの政党から賛成を得ることができるように状況で成立させてほしい、与党の皆さんにもそのような要請をしていました。

しゃるわけですね。

ただ、北朝鮮を見ていると、多くの人が指摘をしていますけれども、例えばウラン濃縮プログラムを、みずからその追求を認める、こういうことがあった。あるいはイエメンにミサイルを輸出した、こういうこともあった。あるいはNPT脱退、こういうこともあった。もっと言えば、どうも核の再処理、燃料再処理が完了したなんという情報もある。

こういうふうになつてくると、あの平壤宣言を読みましたけれども、これは、少なくとも宣言に反することというふうにだれが見ても言えるのでないかと思いますけれども、いかがですか。

○小泉内閣総理大臣

これは、今御指摘のように、日朝平壤宣言は破綻しているじゃないかという議論があるのも事実でございます。しかし、過去の北朝鮮側の言動を詳細に検討してみると、表面的な言いぶりと、実際考へてることといいますか真意、こういう問題について慎重に見きわめる必要があるというのも、私は必要ではないかと思つております。

今、黙つていれば北朝鮮の現体制は崩壊する、あるいはそのときを待つた方がいいのではないかという議論のあるのも事実でございますが、これは、それぞれの考え方もありますが、崩壊した後、ではどういう体制が生まれるのか、どういう状況が生まれるのかと、ななかなかつくりとした見方も出てまいりません。

私もとしては、この日朝平壤宣言につきまして誠実に履行するよう働きかけていかなければいけないと思っておりますが、一方では、もう既に誠実に履行していないじゃないかという議論があるのも承知しながら、この日朝平壤宣言を守るところについては、韓国も、アメリカも、また中国も、ロシアも、またEUの諸国も、この私の説明

に對して理解と支持を表明しております。

私は、既に破綻したからもう御破算だという考えではなくて、この問題につきましては、まだ希望と期待を持つて北朝鮮に働きかける余地は十分にあるのではないか。また、それが現実的ではないかというふうに考えておりますからこそ、既に日本平壤宣言は破綻しているからもうやめるといふ議論にはくみせず、この誠実な履行に向かつて働きかけていく必要がある。表面の北朝鮮側の言いぶりあるいは挑発に乗らないで、冷静に慎重に對処していく必要があります。また、これが、今の日本の北朝鮮に対する政策として、政府の一一致した見解であるということを御理解いただきたいと思います。

○玄葉委員

一度両首脳で交わされた紙をいわばツールにするというかでこにするというその意図は、私もわからないではないんです、率直に言いまして、そういう現体制の政策転換を求めていく

たが、別に言質をとりたいわけじゃないんですけれども、先ほど申し上げたような北朝鮮の行動が平壤宣言に明白に違反している、これはそうですが、私はもはつきりと言えないと

○小泉内閣総理大臣

それもはつきりと言えないと

ですね。確認するすべというものがまだ明らかでない。それぞれ言いぶりがあります。破綻しているではないかということはあります、これまたはつきり言えないところが、これまで難しいところなんですよ。

○小泉内閣総理大臣

さつきも申し上げましたように、そ

たが、別にそこは憶病にならずにおっしゃったらしいと私は思うんですよ。平壤宣言は、双方は、国際法を遵守する、互いの安全を脅かす行動をとらないことを確認したと。同時に、「朝鮮半島の

核問題の包括的な解決のため、関連するすべての問題は、これはどう考へても明白な違反だ。そういうことです。そこはおっしゃつたらいいと思いますよ。

○小泉内閣総理大臣

その辺が、たびたび言つておりますように、表面的な言いぶりと実態というものをよく見きわめなきやいかぬ。その辺は、今政府の立場というものは先ほども申し上げたとおりでございますので、ぎりぎり詰めますと、相手を信頼できるのかできないのかという問題になつてきます。これについては、前にも答弁いたしましたが、信頼できるできないという問題以上に、難しい体制であると。難しい国でありますけれども、交渉しなければならない相手であり、話し合いしなければならない政府であるということも、御理解いただけると思います。

○玄葉委員

余りこの問題に時間を割きたくないのですが、ただ、やはり今申し上げた、例えばNPTの脱退なんというのは明らかなんですね。

そう思いますが、きょうは法律の方が優先ですか

○小泉内閣総理大臣

ただ、もう一つだけ。そういう路線を行くのであれば、選択をするのであれば、これはもう妥協せずに、かつ対話を続ける。辛抱強く、粘り強く。

確かに、そういう手法しかないんですね。ないんです。それは対話というのは、さつきから総理がおつしやっているように、中国、ロシアを通じてでもいいんですが、こっちに向かえば解決に向かうんだという出口を示してあげるということなんだろうというふうに思いますし、妥協せずといふのは、それは正常化なしには経済協力はないよ、核の問題、拉致の問題なしには正常化はないよ、こういうことだろうというふうに思います。

ただ、そこに至る過程の中で、政策のいろいろなアローアンスというか許容範囲というのは出でくるんだろうというふうに思うんですね。その中には、例えば経済制裁なんかをする、こういう議論も出てくるわけありますけれども、この件についてはいかがですか。

なアローアンスというか許容範囲というのは出でくるんだろうというふうに思うんですね。その中には、例えば経済制裁なんかをする、こういう議論も出てくるわけありますけれども、この件についてはいかがですか。

○川口国務大臣

経済制裁についてお答えする前に、先ほどNPTのお話がございましたけれども、これは国际社会で、北朝鮮がNPTを脱退した、これが手続において、北朝鮮はすると言つたんですけども、これは手続が正當に適切にされたかといふのが行動は、これはどう考へても明白な違反だ。そういうことです。そこはおっしゃつたらいいと思いますよ。

○小泉内閣総理大臣

その手続において、北朝鮮はすると言つたんですけども、これは手續が正當に適切にされたかといふのが問題となつていて、そういうことでございまして、この段階で我が国として経済制裁を北朝鮮に対して実施するということは考えておりません。いずれにいたしましても、状況の推移を見ながら、これについては、関係国とも緊密に連携をとりながら常に検討を行つていただきたいと考えています。

○玄葉委員

これから、経済制裁ですけれども、経済制裁については、これは今、平和的に問題を解決しようということで外交努力が行われているわけでございまして、この段階で我が国として経済制裁を北朝鮮に対して実施するということは考えておりません。いずれにいたしましても、状況の推移を見ながら、これについては、関係国とも緊密に連携をとりながら常に検討を行つていただきたいと考えています。

○玄葉委員

これは経済制裁にもいろいろな段階があると思うんですね。例えば、姿勢を示すという段階と、実際に発動する、実際に制裁を行うという段階は、また違う。制裁の中身だって、いろいろあるわけですよ。これは、余り話し合いで話し合いだとばかり言つていると、逆に北朝鮮に對して誤ったメッセージを送る可能性だつて、あり得るだろうというふうに私は思うんですね。

この経済制裁の姿勢を示すというオプション、これは将来あり得ますか、総理。

○川口国務大臣

委員のおっしゃつてある問題意識というものは私も理解をいたします。これは、対話を続けていくときにどのようなメッセージを北朝鮮に対してもう一度送るということが、対話を続けて

いつて、対話を通ずる問題解決につながりやすいかという発想であるかと思います。

ただ、先ほど申しましたように、経済制裁については、今国際社会のどの国も、経済制裁ということについて議論をしている国はないわけでございまして、今後、事態の推移を見ながら、国際社会の関係国と緊密に連携をとりながら対応をしていくというふうに考えております。将来どのような形になるかということについて今の時点で予測をするということは難しいかと思います。

○玄葉委員 私個人の意見は、私は、姿勢を示すということは将来オプションとしてあつていいんだろう。もちろん、北朝鮮が制裁は戦争とみなすということは難しかと思います。これはおどしかどうかわかりません。だれもわからないと思いますが、だから慎重は要するんですけれども、私は、いろいろな段階があるんだろうということをよく踏まえて対応した方がいいんじゃないかと。総理、いかがですか。

○小泉内閣総理大臣 経済制裁という問題については外務大臣が答弁したとおりであります。過去のいろいろな不審な行動につきましては、厳正に対応しなきゃいけないと思っております。また現在も、そのような法に触れるような問題があるかないかということにつきましても、注意深く配慮しながら、安全確保の面におきましては、日本としては、より一層必要な対策を打つていかなければなりません。これが私は必ずしも経済制裁かというと、今の時点では、必ずしも経済制裁が適切だと思つております。

○玄葉委員 総務大臣、どうぞ、時間がなくなりそうなのでお帰りになつていただいていいです。——では、時間までいてください。何か、十

分から二十分の間に質問してくれということでありましたので。

それでは、時間がなくなりますので法案の質疑に入りますけれども、昨年のこの初日に、私、内閣の情報体制について問うた記憶がござります。私は、危機管理体制という八割はある意味で情報で決まるんじやないかというふうに思つていまして、つまり情報の収集、分析、活用、伝達、こういうことが十分なされないと、危機管理、対応で一年でどう強化されたんですか。

○福田国務大臣 御指摘のとおり、情報

は極めて大事である、こう思います。したがいまして、内閣の情報収集、分析、伝達の体制につきましては、その責任部署であります内閣情報調査室の体制強化を図つてまいりました。

また、情報を担当する各機関、これは政府の機

関でございます、例えば防衛庁とか外務省とか、そういうところの情報を内閣のもとで相互に連携を保つようになりますということについて大変意を用いてまいりました。

そういうような情報を収集、分析いたしまして、内閣情報会議または合同情報会議等におきましては、その結果を直ちに官邸に報告する、そういう

ような体制をとっております。

また、本年三月には、外交防衛等の安全保障及び大規模災害への対応などの危機管理のために必要な情報を収集することを主な目的とした、我が国が自主運用する情報収集衛星一機を打ち上げる、こういうこともしたこともあります。この形で事態の収束に対応できたかということをかんがみながら、この危機管理庁の創設というのは必要だらうと考えております。

また、危機管理庁、新しい役所をつくることによつて行政改革に逆行するのではないかというようないふで、有効な手だけではなく、北朝鮮に対して働きかけていく際に有効な手だけは何かという観点から、私は、十分に日本の政府としても検討する必要があると考えております。

○玄葉委員 総務大臣、どうぞ、時間がなくなりそうなのでお帰りになつていただいていいです。——では、時間までいてください。何か、十

そなことで、いろいろな面において情報収集、分析、そしてまたそれの活用というものは考えておるところでございます。

○玄葉委員 私は、正直まだ十分じやないと思つています。こういう内閣の情報体制をつかりさせるためにも、実は民主党は、危機管理体制というものをつくつていこうではないか、これはもちろん一つの理由ではありますけれども、提案を率直に言つて、日本の危機管理の大問題点の一つは、結局、危機管理を統括するというか総括する省庁がないということではないだらうかと、いうふうに思ひますけれども、お答えになりましたけれども、この一年でどう強化されたんですか。

○福田国務大臣 御指摘のとおり、情報は極めて大事である、こう思います。したがいまして、内閣の情報収集、分析、伝達の体制につきましては、その責任部署であります内閣情報調査室の体制強化を図つてまいりました。

また、情報を担当する各機関、これは政府の機

関でございます、例えば防衛庁とか外務省とか、そういうところの情報を内閣のもとで相互に連携を保つようになりますということについて大変意を用いてまいりました。

そういうような情報を収集、分析いたしまして、内閣情報会議または合同情報会議等におきましては、その結果を直ちに官邸に報告する、そういう

ような体制をとっております。

また、本年三月には、外交防衛等の安全保障及び大規模災害への対応などの危機管理のために必要な情報を収集することを主な目的とした、我が国が自主運用する情報収集衛星一機を打ち上げる、こういうこともしたこともあります。この形で事態の収束に対応できたかということをかんがみながら、この危機管理庁の創設というのは必要だらうと考えております。

また、危機管理庁、新しい役所をつくることによつて行政改革に逆行するのではないかというようないふで、有効な手だけではなく、北朝鮮に対して働きかけていく際に有効な手だけは何かという観点から、私は、十分に日本の政府としても検討する必要があると考えております。

○玄葉委員 総務大臣、どうぞ、時間がなくなりそうなのでお帰りになつていただいていいです。——では、時間までいてください。何か、十

まして、危機管理庁の設置ということは一つの概念として設けております。

ただ、今回の修正案におきましては危機管理庁とは触れておりませんけれども、今般の交渉の中におきまして、「政府は、国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態へのより迅速かつ的確な対処に資する組織の在り方について検討を行なう」ということが合意され、法律の附則に規定されることとなりました。また、昨日の民主党菅代表と小泉総理大臣の党首会談の中でも、その精神を尊重するというような意見があつたと伺つておりますので、この我々の考え方は反映されるものだらう、そのように確信をしております。

○玄葉委員 委員会でも説明があつたんですけれども、危機管理庁がそもそもなぜ必要か。それはほど重要視したのかということをお聞きしたいと思います。

○渡辺(周)委員 今の御質問にお答えしますけれども、危機管理庁がそもそもなぜ必要か。

とにかく、とりわけ大規模自然災害等は過去何回もございました。その中で指摘をされることが初動対応のおくれ、あるいは機動性に欠ける、あるいはいわゆる各省庁ごとの縦割り行政の弊害、それによって相互連絡の不都合や機能が重複しているということが指摘をされました。それゆえに、民主党の提出の基本法案の中では危機管理庁の創設を訴えてきたわけですが、また、アメリカのFEMAが九一一テロの際もどのような状況で事態の収束に対応できたかということをかんがみながら、この危機管理庁の創設というのは必要だらうと考へております。

また、危機管理庁、新しい役所をつくることによつて行政改革に逆行するのではないかというようないふで、危機管理庁、新しい役所をつくることによる、こういうこともしたこともあります。この衛星によりまして、一般論として申し上げれば、例えば、弾道ミサイル基地とか艦艇、航空機等の状況とか地震などの災害、また海外における邦人の保護に必要な情報、そういうようなことについても情報入手が可能になるというようなこともございました。

は思います。

現在も、官房長官は繁忙長官と言われるよう、いろいろな問題に対応して、一つの危機だけには対応できないだろうという御指摘だと思いますが、常に官房長官も私も、あらゆる緊急事態には即座に対応できるような注意はいかなる場合にも持つておかなければなりませんといふので、なかなかあるべき組織としても考えていいのではないかという御議論をいただいておりままでの業務に当たっております。

しかしながら、あるべき組織としておこなうべきことにつきましては、今御指摘の点も踏まえまして十分に今後検討してまいりたいと思つております。

○玄葉委員 次に、基本法のことでありますけれども、我々、基本法を提案させていただいたわけでもござります。それは最も大きな意味は、自民党がお招きをした参考人もこの場の参考人質疑でおつしやつてきましたが、憲法に緊急事態の規定がない、これはやはりいかがなものかということを言つてきました。我々もそういう観点が一つはあります。あるいは、実際に対処することになる各個別法の境界整理というか整合性といふもので、そういうものも図つていく、そのためのまさに理念法としての基本法というものをやはりつくるべきなんだろう、考えていくべきなんだろうというものが我々の主張でありますけれども、昨日の覚書等でも幾つか反映されているわけあります、総理としての基本法をつくるということに対してもお伺いしたいと思います。

○小泉内閣総理大臣 ただいま玄葉議員が言われた基本法についての問題につきましては、これまで与党と民主党との間での協議でも非常に論議になりましたが、また重点的に配慮がなされた問題であります。昨日の党首会談におきましてもこの問題についても話が出まして、これについては政府としても真剣に検討していくということで、今私ども政府としてはつきり申し上げたいと思いますが、

今まで、私はこれまで、国と国民の安全を確保するため、武力攻撃事態を初め、いかなる緊急事態にも的確に対応できる体制を構築することは政府の当然の責務であると考えてきたところであります。

今後、与党と民主党との間で緊急事態に係る基本的な法制について具体的な検討が進められる過程では、既存の法令との関係などの問題について國民にわかりやすい成果が上がるよう、十分な議論を尽くしていただきたいと思います。

○玄葉委員 次に、基本的人権、これは民主党がとても大切にしてきた主張であります。我々の入念規定といいますか、念を入れる規定が修正案の中に入つたということでありますけれども、それについて、特に民主党の提案者の方から、今回の修正で基本的人権に関する規定がどのような盛り込まれて、それをどう評価するか、お伺いをしたいと思います。

○平岡委員 民主党は結党以来、緊急事態に対する対処に当たつては民主的統制とそして基本的人権の確保ということが極めて重要である、そういう姿勢に立つてまいりました。今回の事態対処法に対する修正案、そして対案としての基本法案を提示するに当たつても、はるかに詳細に基本的人権に係る規定を盛り込んでおります。緊急時における人権保障というものを重視しているということがあります。

○玄葉委員 その理由は、委員も御案内のように、緊急事態においてはとくに人権侵害の危険性が生じやすい状況になつてゐるというようなことで、緊急事態は、適切な補償をするためには法律が必要であるというふうなことを答弁しておられるわけですが、これが五項、六項について、これは政府の方もこれまでの答弁で言つていますように、これから先、国民保護法制をつくるときには、適切な補償措置といいますか、そういうことについても、はるかに詳細に基本的人権に係る規定を盛り込んでおります。緊急時における人権保障というものを重視しているということがあります。

○玄葉委員 大急ぎになりますけれども、もう一つ、国会で担保していただきたいという意味で、与党の委員にお尋ねしたいんですが、先ほども附則に、この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十四条、第十五条及び第十六条の規定は、「別に法律で定める日から施行する。」こういうふうにあるわけであります。別に法律で定める日とは、何いうのはどういう日なのか。国民保護法制が整備、施行される日のものを指すのか、明確にしておきますから、国民保護法制のときにそれもあわせて措置したらしい、そういう意味であのよくな書き方にしたわけであります。

○久間委員 国民保護法制が一年以内に整備されねしたいんですけど、我々が大事にしてきた国会のコントロール、民主的な統制は、今回の修正案でどのように措置されましたか。

○渡辺(周)委員 お答えいたします。

国会の対処措置の終了できる旨でございますけれども、政府案では、対処措置につきまして、内閣総理大臣は、対処措置を実行する必要がないという規定を盛り込むことで合意をしたところです。さ後に、それ以外の項目についても、民主党六項目あつたということを先ほど申し上げましたけれども、これから行われます国民保護法制で措置されるということが合意されています。

我々としては、これから行われる国民保護法制あるいは基本法の制定の中で必要な事項について十分に盛り込んでいくよう検討してまいりたいと、いうふうに思つてゐるところでございます。

○玄葉委員 修正案を提出された与党の委員にもお伺いしたいんですけれども、きのうの覚書のところ、武力攻撃事態対処法三条四項に関し、民主党が修正を求めている事項については国民保護法で措置をする、こういうことを覚書で交わされたということですけれども、その事項といふのは、これは民主党が要求していた六項目すべてといふふうに理解してよろしいんですか。

○久間委員 民主党さんが書いている項目ごとに、いう意味ではございませんけれども、民主党さん

が求めておられました内容を国民保護法制をつくるときに検討したらいと。特に、箇条書きされております五項、六項については、これは政府の方もこれまでの答弁で言つていますように、こ

れから先、国民保護法制をつくるときには、この法律で定める日から施行する。」こういうふうにあるわけであります。別に法律で定める日とは、何いうのはどういう日なのか。国民保護法制が整備、施行される日のものを指すのか、明確にしておきますから、国民保護法制のときにそれもあわせて措置したらしい、そういう意味であのよくな書き方にしたわけであります。

○久間委員 国民保護法制が一年以内に整備されねしたいんですけど、我々が大事にしてきた

国会の対処措置の終了できる旨でございますけれども、政府案では、対処措置につきまして、内閣総理大臣は、対処措置を実行する必要がないという規定を盛り込むことで合意をしたところです。さ後に、それ以外の項目についても、民主党六項目あつたということを先ほど申し上げましたけれども、これから行われます国民保護法制で措置されるということが合意されています。

我々としては、これから行われる国民保護法制あるいは基本法の制定の中で必要な事項について十分に盛り込んでいくよう検討してまいりたいと、いうふうに思つてゐるところでございます。

○玄葉委員 修正案を提出された与党の委員にもお伺いしたいんですけれども、きのうの覚書のところ、武力攻撃事態対処法三条四項に関し、民主党が修正を求めている事項については国民保護法で措置をする、こういうことを覚書で交わされたということですけれども、その事項といふのは、これは民主党が要求していた六項目すべてといふふうに理解してよろしいんですか。

○久間委員 民主党さんが書いている項目ごとに、いう意味ではございませんけれども、民主党さん

それとあわせまして一日も早く十四条、十五条、十六条が施行されることが望ましいわけでありますから、一番早い国民保護法制の整備とあわせてこれは施行される、そういうような気持ちで別に法律で定めるということにしたわけであります。

○玄葉委員 実はきょうは、きのうの夜、急遽時間が五十分と倍になつたと言われて、ミサイルディフェンスの話とか、つまり着上陸作戦よりも恐らく蓋然性が高いであろうと思われるミサイルディフェンスとか、原発テロだと、サイバーテロの質問を用意してきましたが、時間が大分なくなつてきました。

ただ、ミサイルディフェンスの問題は、これはうちの党の中にもいろいろ議論がござります。現

時点では、パトリオットといふミサイルは弾道ミ

サイルに対しては対応できない、PAC3という新しいミサイルはそれに対して対応できるミサイルなんだということありますけれども、このP

A C 3の導入について防衛庁長官としてどういうふうにお考えになつておられるのか、お尋ねをし

たいと思います。

○石破国務大臣 これは、委員御案内のとおり、

安全保障会議の議を経て決めるものでございます。

ただ、PAC3単体としてではなくて、全体のシステムとしてどう見るかということだと思います。

PAC3の導入について防衛庁長官としてどういう

ふうにお考えになつておられるのか、お尋ねをし

たいと思います。

○鳩山委員長 次に、工藤堅太郎君。

○工藤委員 自由党的工藤堅太郎でございます。

総理が御出席をされ、恐らく当委員会最後の

質疑ということにならうかと思いますので、幾つかお聞かせをいたいと思います。

まず、国会承認、対処措置の国会決議による終了手続について、総理並びに修正案提出者にお伺いをしてみたいと思います。

日本国憲法の三大理念の一つであります国民主

権が国権の最高機関であることは明らかであります。

緊急事態においては、國民の権利者、最高責任者による迅速な対応を行わなければならぬということが言えます。

どうすれば我が国にとって最も効果的なミサイルディフェンスであるのか、そして、それが幾らかかるのか、法的な裏づけはどうなるのか、そういうことを総合的に判断することになりますが、PAC3というものも、全体的な中でどういうふ

う、これも事実でございますので、これから先、今回のこの法案の審議を通して感じましたことを旨としながら、民主党さんを初めとしてまた各党とも協議しながら、こういう基本的な法制の方について私どもも真摯に検討していくたい、そして一つの結論を得るように努力していくたい、そのように思つてはいるところであります。

○平岡委員 民主党としては、御案内のように、今回も、緊急事態に対処するための基本法というものを提出いたしました。その考え方方は、先ほどお述べありましたように、憲法に緊急事態に関する明文の規定がないということで、基本法の立法の重要性ということを強く認識しているという結果でござります。

○久間委員 基本的人権につきましては、我が國の憲法で保障されていることありますし、また、今回の政府原案でも、それは三条四項に規定されておつたわけであります。

しかしながら、本委員会の質疑の中で、やはり武力攻撃事態等の場合にはこの基本的人権が平時の場合と比べて阻害されるおそれが非常に強いんじゃないかというようなことから、そういう事態における基本的人権については最大限に配慮しなければならないことを入念的に規定した方がいいんじやないかという意見が非常に強うございまして、今回の修正の提案に至った次第であります。

○平岡委員 人権を保障するということについては、かねてから大変強い御关心を持っておられるということは十分承知しております。

たけれども、民主党結党以来、緊急事態における法制のあり方として、民主的統制ということこそ

これから基本的人権の確保とすることが極めて重要である、そういう立場に立つて今回の対案の提示、

あるいは修正案の中でも基本的な構のあり方に置いて非常に詳細な規定を設けさせていただいてお

ります。これは緊急事態においてはともすれば人権の侵害が起こりやすい、そういう事態を踏まえ、再び二点を表現するのです。

本のままで事態に応じた表現よりて人道的に基
本的人権の保護を行つていくという規定を設けさ
せ。——ここのところがござる。——

せでいたたいたとこころでござります
今回の修正協議の結果として、特に侵害されや
一いよいよ内へ通り都合につつへ二つ三つ、見三つ

すい基本的人権の部分についての憲法の規定をさらに最大限尊重するという規定が設けられました。されど、それ以外の項目は含めて、国が保

いれどもそれ以外の項目を含めまして國民保護法制の中できちつと措置していくという合意も成り立つてから、こちらがござる三十日以内に

成り立つべきものとするに付する。本件は、その立法過程の中でさらにきつちりと規定

していきたいというふうに思つてゐる次第でござります。

さらに、先ほど自由党の基本的人権の考え方と
いうことでお話がございましたけれども、自由党

の非常事態対処基本法案の中に、同じように基本的人権についての規定がございます。基本的な考

え方としては決して我々とは違っているとは思いませんけれども、我々の考え方としては、もつと

具体的に規定することが適当ではないかというふうな考え方立つておりますので、これからに基

本法制あるいは国民保護法制の中でしっかりと検討していただきたいというふうに思っております。

○福田国務大臣 武力攻撃事態における基本的人権の尊重、これは本当に重要なことでございます

ので、政府の原案におきましても、そのようなことを規定し、また、そういうことでもよいのですな

いかという答弁もいたしてまいりましたけれども、今回、修正案におきまして、このことについ

て、さらに、基本的人権を尊重する、そういう理念が明確になつたと、いうふうに考えております。

また、基本的人権に対する自由党の考え方、これは今申し上げた考え方と同じものであるという

ように考えております。

お伺いをいたしますが、非常事態に対処するための組織についてであります。

現行でも安全保障会議があるわけですが、想定どこできない事態に對処するための組織について

はこれで十分だとは言えない、このように思うわけあります。危機管理庁構想であるとか、私ども

も自由党ではインナー・キヤビネット構想などがありますが、そのねらは、省庁間の縦割り行政を

排除して迅速に対応できるということなわけあります。

非常事態に対処するための組織のあり方について、どのようにお考えになつておられますか。お

聞かせを願います。

けれども、危機管理監というのは独任官であります

う形でのこれについてはやはり少し問題があるんじゃないかなという気がいたしております。

情報の収集については、危機管理監のもとで収集できるという仕組みになつておりますけれども、実行部隊としての体制というのはどういう形が望ましいのか、あり方については検討していくたいと思つております。

○渡辺周委員 民主党では、基本法の中に危機管理序というふうに明記をしまして、そして、地方にその事務所を置くということも法案の中に規定をしたわけでございます。

先ほども玄葉委員に対しまして申し上げましたけれども、いわゆる大きな国家的危機が起きた場合に設置され、その都度設置される対策本部といふもののやはり指揮される脆弱さは、機動性に欠ける面、あるいは連絡が、例えば情報が不都合を生じている。例えば、これは警察である、これは消防である、これは地方自治体、これは海上保安庁ではなくて、常日ごろから国家的な危機としてまいりました。

そして、できれば公共機関、ライフラインの復旧でありますとか確保でありますとか、あるいは将来的には民間のボランティアの育成も含めて、そうしたものを国家的危機に対応できるセンターとして考えてまいりたいなど。また、その精神、考え方につきましては、このたびの合意の中に盛り込まれましたので、今後、国民的な議論を起こしながら考えてまいりたい、そのように考えております。

○福田国務大臣 国や国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態にどういうふうに対処するかといふことでござります。そういう的確に迅速に対応するというような体制の構築ということは、国家として当然の責務でございます。

したがいまして、そういう体制を構築するためには、あらゆる観点から不斷の検討を重ねていく必要がありますと考えておりまして、そういう検討の中で組織の方についても今後考えてまい

りたいと思つております。

ありがとうございます。

○鳩山委員長 次に、木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党的木島日出夫です。

総理にお伺いをいたしました。

武力攻撃事態法ができますと、戦争遂行状態にある米軍に対する我が国の支援措置を可能にする法律、これは我が国は三つ持つことになります。

一九九五年五月に成立した周辺事態法、そして二〇〇一年十月に成立したテロ特措法、そして今度の武力攻撃事態法であります。

武力攻撃事態法における米軍に対する支援措置を発動できる条件についてお聞きをいたします。

法案は、我が国に対する外部からの武力攻撃が予測される事態が、発動条件としては時間的に最早早いものになつております。予測事態とは、武力攻撃事態には至つていながら、事態が緊迫し、

武力攻撃が予測される事態であります。

ここで言う「我が国」とは、安保条約第五条で、「日本国」の下にある領域における、いすれか一方に対する武力攻撃、こう規定しております。

「日本国」には限定がありません。すように、日本国領土、領空、領海だけに、武力攻撃事態法の「我が国」には限定がありません。

昨年五月八日にこの委員会で私が質問したことに対して、福田官房長官の答弁以来、政府は一貫して、この「我が国」の中には公海上の我が國の船舶に対する組織的、計画的な武力の行使に当たる場合も含むとしております。一貫しております。

総理に最後の確認をします。総理もそういう解釈でよいのですか。総理に確認します。

○木島委員 そうしますと、武力攻撃事態法を発動できる条件の中で、最も時間的に早く、かつ地理的に我が国領域から最も遠い場合はどういう場合かと想定いたしますと、我が国領土からなるか離れた公海上で行動する我が国艦船、自衛艦船に對して組織的、計画的な武力攻撃が予測される事態とすることに法律上なります。これは政府に権限を与える大変大事な権限授与法でありますから、厳格に答弁を聞くわけであります。それで、総理、いいでしようか。総理です。

○小泉内閣総理大臣 ありません。

○木島委員 そうしますと、武力攻撃事態法を発動できる条件の中で、最も時間的に早く、かつ地理的に我が国領域から最も遠い場合はどういう場合かと想定いたしますと、我が国領土からなるか離れた公海上で行動する我が国艦船、自衛艦船に對して組織的、計画的な武力攻撃が予測される事態とすることに法律上なります。これは政府に権限を与える大変大事な権限授与法でありますから、厳格に答弁を聞くわけであります。それで、総理、いいでしようか。総理です。

○石破国務大臣 理屈からいえば、そういうことはあり得ることです。

それは、だから、ここまで、あそこまでといふことは区切りません。しかし、実際に、例えば南

氷洋においてそういうことがあるのだろうか。そ

して、それが予測される、我が国に対して組織的、計画的な武力の行使が南北氷洋において予測される

というのとは一体どういうような事態なのだろうか

というふうに思つてます。

そういうふうになつていいわけです。

やはり、我々、法律を考えますときには……(木

島委員「南北氷洋なんて言つていいよ」と呼ぶ)特定の事例が我が国に対する武力攻撃に該当す

るかどうかについては、個別の状況に応じて判断することになりますが、いずれにしても、自衛隊による武力の行使は自衛権発動の三要件を満たした場合にのみ可能であり、集団的自衛権等による

武力行使の問題は生じないと考えております。

○木島委員 今までの政府答弁を踏襲されておりましたけれども、これに対しても、どの

程度まで反撃するのかということについてはあらかじめ定めておく必要があるんではないか、この

ように思つますが、このことについてお答えをいただきたいと思います。

○中谷委員 せんだつても、アメリカのフロリダで、テロに対する訓練が大がかりに行われておりましたけれども、やはり事前に準備をしておくと

いうことが肝要であります。政府も、意思決定をいかに迅速にするかということで、安全保障会議、またこの法案で設置をされました事態対処専門委員会等を設置して、平素から専門的に安全保

障会議に助言できるよう、そういう準備態勢を万全にとっておくことが肝要であると思つております。

○福田国務大臣 こういう緊急事態に、限られた時間の中で的確に重大なる判断をしていくということが求められ、そしてまた、その判断の上、措置の実施を迅速に行う、こういうことでございます。そういうような政府の意思決定については安全保障会議の果たす役割が重要であると考えております。

法案におきましては、この安全保障会議の機能の強化を図つていくということを述べております。

○木島委員 そうしますと、武力攻撃事態法を発動できる条件の中で、最も時間的に早く、かつ地理的に我が国領域から最も遠い場合はどういう場合かと想定いたしますと、我が国領土からなるか離れた公海上で行動する我が国艦船、自衛艦船に對して組織的、計画的な武力攻撃が予測される事態とすることに法律上なります。これは政府に権限を与える大変大事な権限授与法でありますから、厳格に答弁を聞くわけであります。それで、総理、いいでしようか。総理です。

○小泉内閣総理大臣 あります。

○木島委員 そうしますと、武力攻撃事態法を発動できる条件の中で、最も時間的に早く、かつ地理的に我が国領域から最も遠い場合はどういう場合かと想定いたしますと、我が国領土からなるか離れた公海上で行動する我が国艦船、自衛艦船に對して組織的、計画的な武力攻撃が予測される事態とすることに法律上なります。これは政府に権限を与える大変大事な権限授与法でありますから、厳格に答弁を聞くわけであります。それで、総理、いいでしようか。総理です。

○石破国務大臣 理屈からいえば、そういうことはあり得ることです。

それは、だから、ここまで、あそこまでといふことは区切りません。しかし、実際に、例えば南

氷洋においてそういうことがあるのだろうか。そ

して、それが予測される、我が国に対して組織的、計画的な武力の行使が南北氷洋において予測される

というのとは一体どういうような事態なのだろうか

というふうに思つてます。

そういうふうになつていいわけです。

やはり、我々、法律を考えますときには……(木

島委員「南北氷洋なんて言つていいよ」と呼ぶ)特定の事例が我が国に対する武力攻撃に該当す

南極海でも何でもいいです。法律を考えますときには、どういうような事態というものを念頭に置いて我が国の平和と独立を守るかということでございまして、とても想定し得ないような事態を考えまして法律というものはつくつておりません。理屈からいえばそういうことにもなり得ることでございますが、そういう、はるかに遠いところにおいて我が国に対する組織的な武力の行使が予測されるということ、そして、だれがどのようにそれを見判断するかということを考えてみましたときに、極めて、極めて、極めて考えにくい事態だというふうに言わざるを得ないと思います。

○木島委員 法律の解釈を聞いておるんです。

理屈からいえばそうなると答弁をされました。認めました。はるかに遠いということのはるかにはどこまでかというのは、地理的限定がないということとも先ほど私の質問に対して総理は答弁しました。想定できないような空論をここで言つてはわけじやありません。もちろんそうです。

そうしますと、次に、そうした武力攻撃予測事態におきまして我が国がどのような米軍支援をすることが可能になるのか、ただしたいと思います。

周辺事態法でもテロ特措法でも、可能な米軍支援措置は、法案の中に、また法案の中の一部であります、別表として明記をされておりました。

しかし、この武力攻撃事態法では、今度の修正によって速やかに成立させるとする対処法案で決めるところですが、具体的な中身、どんな米軍支援措置、何ができるのかはこの法案の中には書き込まれていない。具体的な支援措置の中身は先送りされております。

周辺事態法でもテロ特措法でも、戦争遂行中の米軍に対する支援措置には、提案者である政府もいろいろと、括弧つきであります、限定をつけおりました。主なもの三つ、私はここで指摘をいたします。一、米軍支援ができる地域は、我が国領域及び戦闘行為が行われていない我が国周辺の公海及びその上空、そういう地理的限定であります。これがついておりました。二、支援措置

を実施している付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予想される場合には支援措置を休止、中断する、こういう時間的、地理的限定がついております。三、武器弾薬の提供はできないとする支援措置の中身、内容の限定があります。ところが、この武力攻撃事態法案には私が言った少なくとも三つの点で限定がついておりません。それだけではありません。速やかに策定されるという米軍支援法制にそのような限定をつけるのか否か。武力攻撃予測事態のことですよ。それに絞って今私は聞いているんですよ。何の明文の規定もありません。この国会審議を通じて、政府から明確な答弁もありませんでした。

そこで、私は、非常に大事な点でありますから、総理にお聞きをいたします。

武力攻撃予測事態における米軍支援法制に、周辺事態法やテロ特措法につけられている、さきに私が挙げた三つのいわゆる限定、これをつけるのかつけないのか、総理、政府の最高責任者としての責任ある答弁を求めます。

○石破国務大臣 まだ法案も作成をしておりません。この法案に基づいて、ただいま出しております法案に基づきましてやるわけではございません。それは、委員御指摘のように、周辺事態法はそのための法律でございますが、今回の法律はそのための法律ではございません。改めてこれに基づきました法律をつくるということですから、今から予断を持つて申し上げることはいかがかと思いますが、ただ、考えてみましたときに、我が国に対する武力攻撃が予測される事態というような事態であります、そのときは、それは周辺事態法とはまたおのずから異なった局面であるということは確かだろうと思います。

いずれにいたしましても、私どもは憲法の範囲内で行動するわけでございますが、つまり、そのまま放置すれば我が国に対する危険が及ぶということではなくて、我が国に対する武力攻撃が予測される、そういうような事態でございますから、それは、法案はそのようなことになるのではない

かというふうに個人的には考えております。しかしながら、それは、これからできます法案、それを国会において御審議を賜る、そういうようなものだと考えております。

○小泉内閣総理大臣 防衛庁長官の答弁のとおりであります。が、武力攻撃事態における米軍の行動の円滑化に対する措置については、この法案の成立後、この法案に示された枠組みに基づいて行われる事態対処法制の中で検討されるものであります。

いずれにせよ、武力攻撃事態への対処及びこれに関する法制の整備が憲法の範囲内で行われること、いうことは申すまでもございません。立後、この法案に示された枠組みに基づいて行われる事態対処法制の中では、この大な問題がその答弁には秘められている。

○木島委員 武力攻撃予測事態と周辺事態とはおのずから違うと防衛庁長官おっしゃいました。重 大な問題がその答弁には秘められている。

非常に重要な共通項がある。最大の共通項は、日本国領空・領海・領土が攻撃されている場合で、はない、日本有事ではないということであります。そして、概念としても、周辺事態というのは、そのまま放置すれば我が国の平和と安全に重大な事態が生ずる、そういう事態。武力攻撃事態は、この法案の中に書き込まれているとおりであります。日本本土有事の場合ではないが、それが予測される場合ですね。非常に似た概念なんですよ。

だからこそ、周辺事態か武力攻撃予測事態かの切り分けはどうなのか、重なるんではないか、そして併存するんではないか、一年間にわたってここで論議されてきたけれども、いまだに法律的にも実態上も明確な区分分けはできていない。それは、そういう概念がそういう非常に似た状況を含んでいるからであります。

そこで質問であります。

政府が、周辺事態法において、さきに私が指摘した、三つだけ挙げました。が、そのようないわく限定をつけたのはなぜか。憲法九条の解釈により集団的自衛権は行使できないという政府なりの制約があつたからではないかということ。それは、周辺事態法案が審議をされましたが九年二月二十九

三日、参議院予算委員会におきまして、第百四十五国会であります。高村正彦外務大臣の国会答弁からも明らかであります。議事録を持ってきておりますから、読みます。「おっしゃるようになりますから、読みます。」おっしゃるようになりますから、読みます。後方地域というは国際法上今まで使われてきた概念ではありません。そして、おっしゃるようになつて、憲法九条との関係で武力行使との一体化を定型的に避けるためにそういう概念をつくったというのもそのとおりであります。明確なる答弁を高村外務大臣は国会でしているわけであります。

何を意味するかおわかりでしよう、総理。ここをあいまいにしたまま武力攻撃事態法案の審議を終結してしまう、そして白紙にして次の法案に委任してしまうということは、憲法適合性の審査をしないまま委員会審議を閉じることになるわけであります。国会として審議を尽くしたことにならぬわけであります。

要するに、何が予測事態で対米支援できるのか。周辺事態においてはどういうことが対米支援できただ、それは、憲法上の制約があるから後方地域支援なんて新しい概念も憲法九条との関係でつくつたんだ、それで制約をつけたんだ、それを周辺事態法に書き込んだんだから憲法適合性があるんだという説明をしたんですね。今度、武力攻撃事態法にはそれがばつさりと抜け落ちているということは、そのことをだから意味するんじゃないでしょうか。

それで、総理に質問です。

総理は、それを今回武力攻撃事態法から脱落させたということで、これまでの憲法九条の集団的自衛権に関する憲法解釈を変更するのか、それとも、先ほども明確な答弁を避けておりますが、武力攻撃予測事態における対処法制に周辺事態法と同様の限定をつけるのか。どちらなのか、総理の明確な答弁を願います。

○小泉内閣総理大臣　今回の有事関連法案といふのは、我が国に対する武力攻撃事態が発生するときに行うするか。そして、武力攻撃事態と周辺事態とはそれぞれ別個の法律上の判断に基づくもの

でありますて、状況によつては、この武力攻撃事態等と周辺事態等のこの法律が、両者が併存することはある得ると私は考えます。

しかしながら、このいずれの法制に基づいて行われる今後の措置も憲法の範囲内で行われることは当然であると政府としては考えております。

○木島委員 私は、そこに最大のごまかしがあると思うんですね。

先ほど言いましたよ。この国会で再々問題になりました予測事態と周辺事態との違い、一致点。重なり合う、併存、大体似た概念だ。だからこそ、周辺事態の場合にできることとできないことを政府なりには区分けました。しかし、概念が違うという説明にもならぬ理屈だけで、その最大の、どこまで憲法九条との関係で支援ができるのかのところは今回答弁しない。先送りしているというのは、私は、ここに最大の政府のごまかしが潜んでいるということを指摘をしておきます。

最後に、民主党修正案提案者にお聞きします。

五月九日、私は三つの問題点を挙げて、武力攻撃事態法案が我が国領域外でアメリカが行う戦争に我が国を全面的に参戦させる法律になるではないか、そういう危惧を指摘をいたしました。

一つは、周辺事態と併存、重なり合う事態における米軍支援措置の問題であります。二つは、武力攻撃事態の「我が国」という言葉の定義による米軍支援措置の拡大の問題であります。三つは、アメリカ・ブッシュ政権の先制・単独武力攻撃戦略の発動に起因する武力攻撃予測事態の発動の問題であります。

そして、私の質問に対する、民主党の修正案でもこの危惧は何一つ解消されていないのではないかということを私が指摘しましたが、それに対して民主党提案者は、危惧を持っているということを明らかにした上で、議論の中でしっかりと担保していきたいという答弁をされました。しかし、今回、政府・与党三党と民主党が一緒になつてお出しになりました共同修正案、全部読みましたが、その中には、そしてこれまでの政府答弁の中に、い

まだ何一つこの危惧を解消する担保はとれていません、入っていません。むしろ逆になつてます。

○木島委員 私は、そこに最大のごまかしがあると思うんですね。

この問題、民主党の修正案提案者はどういう認識なのか、お聞きをいたします。

○前原委員 この間木島委員にも御答弁をいたしましたように、この武力攻撃事態対処法の問題と、また日米安保条約、それにに基づく外交関係との問題を混同されているんではないかということを再三再四申し上げました。

ブッシュ・ドクトリンの先制攻撃戦略については、我が党は危惧をしているということは、この間申し上げたとおりでございますけれども、この有事法制自体は、どのような原因に起因するものであれ、日本に予測事態あるいは武力攻撃事態が起きたときにはこれを、法律を適用するということを申し上げたわけでありまして、先ほどおっしゃった問題点というものは、まさにこの法律ではなくて、同盟関係をどう考えるか、それとまた、この間お答えをいたしましたのは、地位協定の改定案というものを我が党は出しておりますけれども、そういうふうに思つております。

そして、領域の問題、簡井議員が質問された領域の問題でありますけれども、私は、これはきっともう、そういうことの中で解消していく問題だと、いうふうに思つております。

最後になりますが、この武力攻撃事態法案、有事関連三法案は、アメリカが行う戦争に、繰り返しますが、自衛隊が武力行使をもつて参戦することができる、地方自治体初め民間企業や国民を罰則で強制的に協力させる、まさに憲法違反の有事関連三法案でありますから、我が党は断固反対でありますし、特に、大事な部分が審議尽くされないまま、本日、審議終結、採決を强行されようとしていることに対しても断固抗議をして、私の質問を終わります。

○鳩山委員長 次に、今川正美君。

○今川委員 社会民主党的今川正美です。

きょうは締めくくり総括質疑ということでありますので、小泉総理に何点かについて御見解をお伺いしたいと思います。

まず、お聞きをする前に、今回の有事関連三法案、ちょうど一年ほど前に政府や与党の皆さんには、平時において冷静かつ慎重に審議をしたい、このようにおっしゃつたんですね。ところが、年が明けてみますと、イラク戦争とか、あるいは緊迫する朝鮮半島、こういったことを口実に法案成立を急ぐのは、明らかにこれは信義違反だと私は思うんですね。しかも、大事なことは、総理、この政局原案に対する修正の議論は、本来、この特別委員会で行うべきなんですね。ところが与党は、この合意された新たな修正案というのを、ほとんど議論のしようがない。こうした修正案の情報の提供と、そしてまた認定の判断の事実を、その認識も含めてしっかりと政府が出させるといふことの修正案というものを我々は得たというふうに思つておりますので、今の御指摘は当たらぬと思います。

○木島委員 時間ですから最後に意見だけ言つて閉じますが、答弁者は私が安保条約の解釈と武力攻撃事態法案の解釈を混同しているとおつしやいましたが、私は混同しておりません。明確に概念を区分けして、安保論は安保論で論議したいんですが、時間がありませんから、武力攻撃事態法案の発動条件についてきちんと法的に質問をしてきたわけであります。

最後になりますが、この武力攻撃事態法案、有事関連三法案は、アメリカが行う戦争に、繰り返しますが、自衛隊が武力行使をもつて参戦することができる、地方自治体初め民間企業や国民を罰則で強制的に協力させる、まさに憲法違反の有事関連三法案でありますから、我が党は断固反対でありますし、特に、大事な部分が審議尽くされないまま、本日、審議終結、採決を强行されようとしていることに対しても断固抗議をして、私の質問を終わります。

○小泉内閣総理大臣 政治の要諦は、古今東西、政治において乱を忘れずと言われております。平和なときに乱を忘れてはいけないと。平和時に、本来、いざというときにどのような準備が必要かということを考ええておくのは、どこの国でもいつの時代でも変わらない政治の最も大事な点だと思います。そういう意味において、私は、この有事関連法案というののもつと早く日本国内においても整備されてしかるべき問題だと思っておりました。

しかしながら、今回、昨年この有事関連法案を国会に提出して、長時間にわたって御審議をいたしました。そしてことし、この国会におきましても、各党の議論を重ね、与党と野党それぞれ、政府案、また、民主党におきましても対案を出してこられました。そういう中で、国会における、委員会における審議と、そして当然、政治家同士ですから、審議が終わつてからいろいろ煮詰める問題もある

でしよう、協議する問題もあるでしよう、幾たび

ます。

か何時間も協議を重ねて合意を見た。その間、公聴会も参考人質疑も行われたと私は承知しております。いわば十分に時間をかけて議論して、いざというときに備える法案が今回、与野党の合意を

卷之三

見てこのようない審議が行われることは私はこの法案にかかるわたくしの方々の、議員の努力のたまものでありますて、敬意を表しております。今言つたような、十分な審議が行われないと、あるいは、この法案に対しまして、早過ぎるのでないか、必要ないのでないかという議論には私は賛成することはできないということをお伝えしたいと思います。

しかしながら

を経過しています。しかしながら、御存じのよう
に、昨年の通常国会では、例の防衛庁のリスト問題だとか、あるいは安倍官房副長官の発言にかかる
わる問題とか、いわゆる法案そのものにかかる
審議というのはまだ極めて不十分だ、私はその辺だけははつきり申し上げておきたいと思います。

してもこれまた

今回の有事関連三法案は、戦後五十八年間、憲法が制定されて五十六年間の外交防衛政策の根本的な転換を図るものだと私は認識しています。特に、アジア諸国への侵略と植民地支配という甚大な被害を手えたにもかかわらず、今日の日本がこれまでだけ豊かで平和な形であるのは、戦争放棄をつうたう憲法と、加えて経済協力でアジア諸国そのなりの信頼を得てきましたからではないですか。

小泉総理、あなたは、かつて憲法前文と第九条の間にすき間があるとおっしゃった。改めて総理の憲法観をお伺いしたい。

有事去罰是罪人罰定才

不思議な御用語の「ローレ」、無理な「命令」のう
国による押しつけだったという考え方も確かにあ
ります。しかし、実際は、この憲法の起草者の一
人であるケーディス証言をまつまでもなくして、天
皇制を維持するための、今は亡き昭和天皇の判断
と発意によるものであったはずです。当時、幣原
首相も枢密院でそのことを詳細に説明されており
ました。

六
卷之三

う。 たる警察予備隊は、御承知のよう
く制定すべきだと言う人たちの中
間が今までなかつたことの方がおか
は政治の怠慢だと言う人もおられま
す。 この考え方は歴史を無視する議論だ

私は、いざ侵略を受けた場合には日本国民は強い決意を持ってそれに断固として戦う姿勢を見せることが、日本国民の安全を図る上においても大いに思われる。侵略すれば日本国民はすぐ手を上げる、降伏すると思わせることは、かえつて侵略の誘惑を与えるのではないか。

を解決する原則というのが冷戦時代はなかなかま
まならなかつたんだけれども、冷戦が終わつた今
こそ、そういう国連憲章が本来理想とした形のも
のをつくる、そのため、我が国が平和国家とし
て、それこそ積極的に貢献をしているのかどうか
ということが問われているのじやないですか。だ
から、日米安保条約も、第十条で、国連が措置を

だから、我が国の場合には、憲法にあえて国家緊急権を規定しなかつたり、有事法制をつくつてこなかつたというのも、そういう歴史的背景があつたからではないのですか。小泉総理の御見解を伺ひます。

○小泉内閣総理大臣 それは、戦争をしないような状況にしたいと、いうのはだれでも共通していると思います。

しかし、我が国にもし戦争状態が起つた場合、ま

については与党、野党問わず共有した認識を持つて対処していくことが大事だということの一つの合意ができたということは、大きな進歩であり、画期的なことだと思っております。

○今川委員 次に、総理に、いわゆる国連憲章と日米安保条約との関係について御見解を伺いたいと思いますが、国連憲章は、御承知のとおり、国際紛争の解決原則を、平和的手段を基本にした集団的措置によるというふうにしているわけです

お 憲 論 論 お
ま あるいは我が国に戦闘をしかける国が起つた場合どう対処するかということを考えるのは、政府としても私は当然の責務だと思つております。戦争放棄という憲法があるから我が国に侵略する国があつた場合に何も対処しなくていいのかというのは、私は、かえつて無責任ではないかと思いま

冷戦時代は、確かに安保理機能が麻痺していました。しかし、つい先般のイラク戦争では、国連に対する評価がいろいろありますけれども、私は、予想以上に国連の安保理は機能した、そのように思っています。

これは、国民の安全を確保する、戦争状態をいかに避けるか、こういう点から考えても、日本において、いざ戦争をしかけようという国があつた場合に、相手国に対して、それは相当の犠牲が伴うな、日本国民は侵略勢力に対して強い抵抗の意

国連憲章の第五十一条は、個別の及び集団的自衛権、いわゆる軍事同盟を認めてはいますけれども、これはあくまでも暫定的な規定なんですね。一番今必要なことは、国連による集団的措置を実効あるものにする、そういう体制をどうつくるかということが一番肝要だと私は思っています。

思を示すんだという決意をあらわすために自衛隊は存在しているのであって、そういう自衛隊をやらぬとも否定する、そんな準備をする必要はないということは、逆に、相手にいつでも日本は侵略できる、侵略すれば日本国民はすぐ手を上げる、降伏すると思わせることは、かえって侵略の誘惑を与える

ですから、国際紛争というのは、我が國に仮に武力攻撃があつたときのことも含めて、これは国際紛争ですよ。そういういろいろな形の国際紛争を解決する原則というのが冷戦時代はなかなかままたならなかつたんだけれども、冷戦が終わつた今こそ、そういう国連憲章が本来理想とした形のも

私は、いざ侵略を受けた場合には日本国民は強い決意を持ってそれに断固として戦う姿勢を見せることが、日本国民の安全を図る上においても大のではないか。

のをつくる、そのために、我が国が平和国家として、それこそ積極的に貢献をしているのかどうかということが問われているのじやないですか。だから、日米安保条約も、第十条で、国連が措置を

への対処に対する基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、対処のための態勢を整備し、もつて我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とするものであります。この法案は、まさに、国家の緊急事態への対処態勢を確立するためのかなめとなる法案であると考えております。

また、自衛隊法等の一部改正案は、防衛出動を命ぜられた自衛隊がその任務をより有効かつ円滑に遂行し得るよう、所要の規定を設けるものであります。武力攻撃事態における自衛隊の活動を円滑に行うことができるようにするための態勢を平時から整備しておくことは、我が国の平和と独立を確保するために不可欠であります。かかる法案は、当然、必要なものであります。

本日、これららの政府提出の三法案に対するこれまでの審議を踏まえ、与党三党及び民主党は修正案を提出いたしました。すなわち、事態の定義をわかりやすいものにするとともに、テロ、武装不審船等の新たな脅威に対する政府の施策を具体的に明示し、国民保護法制度整備本部を設置する旨の規定を盛り込んだほか、基本的人権の保障を含む基本理念の規定や対処措置に関する国会の関与の充実を図っております。また、事態対処法制の速やかな整備や、緊急事態へのより迅速かつ的確な対処に資する組織のあり方等についての検討を規定するなどの修正を盛り込むこととしたしました。この修正案は、政府案の基本的な考え方と枠組みを維持しつつ、国民の一層の理解と支持を得ていくという観点から必要なものであると考えます。

国家の緊急事態に対する態勢の整備は、一時たりともおろそかにすることができません。政府に対し、法案成立後、広く国民の意見を聞き、国民の保護のための法制を初めてとする事態対処法制の迅速な整備に向けより一層力を入れることを要請し、政府提出法案並びに与党三党及び民主党提出の修正案に対する与党三党を代表しての賛成討論を終わります。(拍手)

○鳩山委員長 次に、大谷信盛君。

○大谷委員 民主党の大谷信盛でございます。

私は、民主党・無所属クラブを代表いたしまして、民主党が自由民主党、公明党、保守新党的与党三党と共同提案した武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案に対する修正案に賛成の立場から討論を行います。

民主党は、結党以来緊急事態に際する対応に当たって、民主的統制と基本的人権を確保しつつ、国民の生命・身体・財産を守るために、緊急事態法制の整備が必要との観点に立つて検討を積み重ねてまいりました。政府原案及び与党修正案は、武力事態法案の中に理念、個別手続、プログラム規定が混在し、制度設計に問題があつたことから、政府・与党案への対案として緊急事態基本法案と

武力事態法案への修正案を提出し、議論がなされました。与党との修正協議において、基本的人権の尊重、国会の議決による対処措置の終了、国民への情報提供、国民保護法制整備までの一部措置の施行凍結、事態の認定の前提となった事実の明記など、政府・与党案の不備であった諸点について、民主党の主張を反映させる大幅な修正を引き出しました。また、危機管理庁を含む組織のあり方の検討について附則に書き込むとともに、国民保護法制の制定期限の短縮並びに指定公的機関について附帯決議を付すことになりました。さらに、緊急事態基本法について、四党間で引き続き真摯に検討して速やかに必要な措置をとるとともに、民主党が修正を求めてきた基本的人権の明記について、国民保護法制度で措置することと覚書を交わすことになりました。

私たちは、修正協議を通じ、多くの国民の理解を得られる内容の修正案をまとめることができたものと自負をしております。今後、国民保護法制、基本法の制定など、我が国の緊急事態に際して適切かつ効果的な対応ができることとなるよう必要な法制、態勢の整備に全力で取り組んでいくこと

をここに確認して、賛成討論を終わります。(拍手)
○鳩山委員長 次に、中塚一宏君。

○中塚委員 私は、自由党を代表して、安全保障
会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事
態における我が国の平和と独立並びに国及び国民
の安全の確保に関する法律案、自衛隊法及び防衛
庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する
法律案及びこれらに対する修正案に対し、賛成の

立場から討論を行います。
国民の生命、財産、自由、人権、文化を守り、
国民生活の安定と向上を図ることは、国家の最大
の責務であります。日本国の大危機はすなわち国民
の危機であり、武力攻撃、テロ、自然災害等の非
常事態が起り、国家の存亡にかかる事態が生
じたときは、政府はすべてに優先して国民の生
命、財産等を守らなければなりません。

これに対し、政府提出の三法案は、いわゆる武力攻撃事態を想定しているにすぎず、より緊急性の高い大規模なテロ、事故、自然災害等に対処できない上、自衛隊出動の前提となる安全保障の原則が全く抜け落ちております。

しかし、民主党が与党と修正協議を行った結果、結果として、国会の議決により事態対処措置が終了することとしたこと、また、非常事態への対処組織について根本的に検討していく方向が示されましたこと、そして、基本法案の必要性と国民保護法制の早期整備について合意が図られたことなど、自由党のかねてよりの主張が取り入れられており、私どもは、政府提出三法案及び修正案に賛成をいたしました。

（拍手）

なお、安全保障の原則とそれに基づく自衛隊の行動原則、また、武力攻撃、テロ、自然災害等の非常事態に際し、迅速、安全、確実に国民の生命、財産、基本的人権を守る原則と制度を確立することが急務であることを申し上げ、討論を終わります。

○鳩山委員長 次に、赤嶺政賢君。

○赤嶺委員 日本共産党の赤嶺政賢でござります。

私は、日本共産党を代表し、有事関連三法案並びに与党三党・民主党提出の修正案に対し、反対の討論を行います。

本法案は、日本の平和と安全、憲法の平和原則にかかる極めて重大な法案であります。昨夜、与党と民主党で修正合意したことによつて、本委員会での審議を直ちに打ち切り、採決を強行するなどというのは、断じて許されません。修正案は、

今提案されたばかりであります。法案の根本問題でさまざまな疑問が残されています。慎重審議、徹底審議を貫くのが国民の負託を受けた国会の当然の責務ではありませんか。にもかかわらず、公聴会の開催も拒否し、採決を強行するなどというのは、議会制民主主義をじゅうりんし、当委員会の責務を放棄するものにはなりません。強く抗議するものであります。

反対理由の第一は、本法案が政府の言うように、な日本が攻められたときへの備えなどではなく、自衛隊による海外での武力行使に道を開く法案だということです。政府は、法案の定める「我が国」に、我が國の領域外で米軍支援を行ふ自衛隊の艦船や航空機も含まれることを認めました。これは重大であります。

有事法制が発動されば、海外に展開する自衛隊への攻撃が予測されるおそれがあるとして、その場に踏みとどまつて対米支援を続け、攻撃を受ければ応戦することも可能になるのであります。戦闘地域では活動しない、危険になれば活動を中止するという、周辺事態法やテロ特措法に盛り込まれていた政府なりの制約さえも踏み越え、まさに自衛隊による海外での武力行使に道を開くものと言わざるを得ません。

第二は、アメリカの先制攻撃、単独の武力行使によって引き起こされる事態であっても発動可能な法案だということです。アメリカのブッシュ政権は、昨年九月一日に発表した国家安全保障戦略の中では、いわゆる先制ドクトリンを打ち出し、国際社会の圧倒的な反対にもかかわらず、イラクに対する国連憲章違反の先制攻撃としてそれを実行

に移しました。

石破防衛庁長官は、アメリカの先制攻撃によつて引き起こされる事態であつてもこの法律が発動できないわけではないと答弁したのであります。アメリカの先制攻撃にさえ連動するといふこの法案の持つ危険性は、いよいよ明らかです。

第三は、こうしたアメリカの無法な戦争に、国民を罰則つきで強制的に動員する法案だということです。有事法制が発動されれば、国民は、土地や家屋を差し出し、医療、輸送、建築、土木など国民生活のあらゆる分野で協力を強制されることになります。ところが、武力攻撃予測事態において、国民、民間、地方自治体にどのような支援が求められるのか、政府は一切明らかにせず、ただ、今後検討するの一言であります。にもかかわらず、首相に強大な権限を与える仕組みだけは導入し、しかも国民を罰則つきで協力させるなどというのではありません。まさに国民と国会を愚弄するものにはなりません。

与党三党・民主党的修正案は、こうした法案の持つ中心的な骨格、危険な本質を何ら変更するものにはなつていません。基本的人権の尊重を明記したと言いますが、あらゆる分野で国民の自由と権利を制限し、強制的に罰則つきで無法な戦争に……

○鳩山委員長 赤嶺委員、時間をお守りください。
○赤嶺委員 駆り立てるという法案の体系は何ら変わつていません。だからこそ今も、陸海空労組や市民団体をはじめ多くの国民が反対し、日本弁護士連合会やマスコミ団体が反対声明を出し、自治体関係者から重大な懸念と不安が出されているのであります。国民の不安と疑惑はがら解消されていません。国民の声を聞き、審議を続けるべきであります。

我が党は、憲法の平和原則をじゅうりんし、アメリカの戦争に国民を強制動員する有事法制の廃案のため最後まで全力を尽くすことを表明して、討論を終わります。(拍手)

○鳩山委員長 次に、重野安正君。

○重野委員

私は、社会民主党・市民連合を代表

して、政府提出の武力攻撃事態法案、自衛隊法改

正案、安全保障会議設置法改正案の有事関連三法

案、与党三党及び民主党による修正案に対し、反

対の立場から討論を行います。

まず、反対討論を行うに当たって、私は強く強調しておきたいことがあります。それは、いわゆる有事法制の必要性の可否についてであります。この点については、私はその必要性を認めません。

東西冷戦が終わり、日本が他国の正規軍による直接侵略を受けるおそれはなくなりました。グローバル化が進み、相互依存が深まっている世界では、国家間の正規戦争が起こる可能性はかつてなく小さくなっています。冷戦下で旧ソ連軍による着上陸型侵略からの防衛を前提に検討されてきた有事法制論議の延長線上で提案されている本法案は、その前提としている時代認識が全く誤つてゐると申さざるを得ません。万が一防衛出動があつた場合の自衛隊の任務遂行については、現行自衛隊法の規定で対処が可能であり、あえて新たな法整備を急ぐ必要はありません。

北朝鮮の核問題や拉致問題等は、あくまで外交で解決すべき課題であり、警察や国境警備、国際的核不拡散体制の問題であります。これを防衛力整備や有事法制の論議に結びつけることは、全くの詭弁であり、認めるわけにはまいりません。

そもそも、本法案で言う武力攻撃事態とされるものの定義はあいまいであります。拡大解釈される可能性が強く危惧されており、現に、武力攻撃を受けた場合だけではなく、武力攻撃のおそれのある場合、武力攻撃が予測されるに至った事態がある場合、武力攻撃事態と認定され、自衛隊の活動が始まることを心から訴え、有事関連法案に反対する討論を終わります。(拍手)

世界は、糾余曲折を経ながら、軍事バランスによる安定から、人間の安全保障などの発想を中心据えた、総合的な安全保障体制の構築に向けて進んでいます。悲惨な沖縄戦の経験や、広島、長崎の被爆体験を持ち、世界に誇るべき平和憲法を持つ日本こそが、その先頭に立ち、軍事力への依存を断ち切るために勇気ある道を歩むべきであることを心から訴え、有事関連法案に反対する討論を終わります。(拍手)

○鳩山委員長 起立多数。よつて、本修正案は可決されました。

まず、久間章生君外九名提出の修正案について採決いたします。

○鳩山委員長 起立多数。よつて、本修正案は修正議案について採決いたします。

○鳩山委員長 起立多数。よつて、本修正案は修正議案について採決いたします。

○鳩山委員長 起立多数。よつて、本修正案は可決されました。

次に、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

○鳩山委員長 起立多数。よつて、本修正案は可決されました。

次に、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

○鳩山委員長 起立多数。よつて、本修正案は可決されました。

次に、自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、久間章生君外五名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

程が組まれておりますので、採決の强行という表現は私には納得できません。

これより採決に入ります。

安全保障会議設置法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、久間章生君外五名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○鳩山委員長 起立多数。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鳩山委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○鳩山委員長 この際、ただいま議決いたしました各案に対し、久間章生君外三名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び保守新党の四派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

○渡辺(周)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表しまして、案文を朗読し、趣旨の説明といたします。

安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

○鳩山委員長 本日は、これにて散会いたします。

〔報告書は附録に掲載〕

○鳩山委員長 本日は、これにて散会いたします。
午後三時一分散会

政府は、標記の三法の施行に当たつて次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

二 国民の保護のための法制の整備は、武力攻撃事態対処法の施行の日から一年以内を目標として実施すること。

以上であります。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。
○鳩山委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鳩山委員長 起立多数。よって、各案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、政府から発言を認められておりますので、これを許します。福田内閣官房長官。

○福田国務大臣 ただいま御決議のありましたわゆる武力攻撃事態対処関連三法案に対する附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたし、努力してまいります。(拍手)

○鳩山委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鳩山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

「武力攻撃事態等」(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。)への対処について」に、「武力攻撃事態への対処の」を「武力攻撃事態」を「併せて武力攻撃事態等」に改める。

第二条第二号を次のように改める。

二 武力攻撃事態 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

第三条第六号イ中「武力攻撃事態」を「武力攻撃事態等」に改め、「終結させるために」の下に「その推移に応じて」を加え、同号口の中「するため」の下に「武力攻撃事態等の推移に応じて」を加え、同号を同条第七号とし、同条第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 武力攻撃予測事態 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

第三条の見出し中「武力攻撃事態」を「武力攻撃事態等」に改め、同条第一項中「武力攻撃事態」を「武力攻撃事態等」に改め、同条第二項中「事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態」を「武力攻撃予測事態」に改め、同条第三項中「武力攻撃が発生した事態においては、武力攻撃」を「武力攻撃事態等」に改め、同条第四項中「武力攻撃が発生した場合には、これ」に、「この場合において」を「ただし、武力攻撃が発生した場合においてこれを排除するに当たつては」に改め、同条第四項中「武力攻撃事態への」を「武力攻撃事態等への」に、「場合は」を「場合にあつても」に、「武力攻撃事態に」を「当該武力攻撃事態等に」に、「であり」を「に限られ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、日本国憲法第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。

第三条第五項中「武力攻撃事態」を「武力攻撃

事態等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

五 武力攻撃事態等においては、当該武力攻撃事態等及びこれへの対処に関する状況について、適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるようにしなければならない。

第四条から第七条までの規定中「武力攻撃事態」を「武力攻撃事態等」に改める。

第二章 武力攻撃事態等への対処のための手続等

第九条第一項中「武力攻撃事態」を「武力攻撃事態等」に改め、同条第二項第一号中の「認定」を「であること」又は「武力攻撃予測事態であること」の認定及び当該認定の前提となつた事実」に改め、同項第二号中「武力攻撃事態」を「当該武力攻撃事態等」に改め、同条第三項及び第四項中「対処基本方針」を「武力攻撃事態においては、対処基本方針」に改め、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項中「認めるとき」の下に「又は国会が対処措置を終了すべきことを議決したとき」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第十一項から第九項まで及び第十一項」に、「第九項」を「第十項」に、「第六項、第八項及び第十項」を「第七項、第九項及び第十一項」に改め、同項を同条第十二項中「第五項から第八項まで及び第十項」を「第六項から第九項まで及び第十一項」に、「第九項」を「第十項」に、「第六項、第八項及び第十項」に改め、同項を同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項及び第十一項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項とし、同条第十項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同項を同条第十一項とし、同条第七項とし、同条第六項とし、同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 武力攻撃予測事態においては、対処基本方針には、第二項第三号に定める事項として、次に掲げる内閣総理大臣の承認を行う場合はその旨を記載しなければならない。

平成十五年五月二十日印刷

平成十五年五月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F